

(1) 危機管理対策室

1. すべての基幹避難所に計画通り備蓄物資を配備するとともに、地域避難所が近い市民もいることから、備蓄物資を配備すること。
2. すべての避難所の耐震化、バリアフリー化を至急行うこと。発電機や太陽光パネルの設置、使い捨てカイロ、暖房器具など、とくに寒さ対策の物資の配置を強化すること。ヨウ素剤の備蓄と保管を行うこと。
3. 避難所の標識を増設し、地域住民への周知をはかること。住民への避難情報の連絡体制の強化を行うこと。
4. 停電時にも使用でき、災害時に無料で飲料を提供できる災害時対応型自動販売機を避難所及び周辺に普及させること。

(2) 総務局

1. 本市職員において、非常勤雇用や業務委託ではなく正職員を増やすこと。賃金、定数を減らさないこと。職員のサービス残業をなくし、非常勤・臨時職員の給与を引き上げること。
2. 「障がい者雇用促進法」に基づく障がい者雇用をすすめること。

(3) まちづくり政策局

1. 創成川通りと札幌北インターチェンジを結ぶ都心アクセス道路計画は中止すること。
2. JR札幌駅・苗穂駅・桑園駅への路面電車の延伸計画を具体化し、人と環境に優しいまちづくりを進めること。
3. 札幌駅交流拠点先導街区整備基本構想に市電を加えること。
4. 赤字バス路線への十分な対策を講じ、バスネットワークを拡充すること。
5. バス停などへのベンチや上屋の設置を市が計画的に進めること。また、バス停の除雪も本市として支援すること。
6. 自転車の走行帯の設置や、自転車マナーへの指導強化等、自転車対策を講じること。サイドリザベーションにともなっている市電都心線の自転車と歩行者の安全対策を強化すること。

(4) 財政局

1. 法人市民税の超過課税は12.1%にして財源を確保すること。
2. 北電・NTT・北ガスなどの大企業が納める、電柱・電話柱などの道路占用料には応分の負担を求めること。
3. アスベストが飛散しないように市有施設の煙突の管理保全計画の策定や改修を計画的に進められるよう必要な予算を確保すること。

4. 自衛隊基地交付金は、本来の固定資産税相当額との差額を国に求めること。
5. 過度に貯めた基金は取り崩し、市民生活を支える財源として活用を図ること。2015年度末、土地開発基金は645億円、まちづくり推進基金は248億円の現在高となっている。適正に取り崩し、市民福祉の財源として有効に活用すること。

(5) 市民文化局

1. DV相談と同行支援、シェルター機能を強化すること。
2. あらゆる差別をなくすため、人権尊重の啓発を本市独自の予算をつけて推進すること。
3. 平和都市宣言25周年にむけ、平和都市宣言普及事業の予算を大幅に増やすこと。
4. アイヌの人の、年金、進学、就職など、生活支援を抜本的に強化すること。アイヌ語およびアイヌ文化の保存と継承の対策を強化すること。市立の学校では、年齢に応じたアイヌ文化と歴史を学ぶカリキュラムをとり入れること。アイヌ文化に関する資料を保存すること。
5. 博物館の建設場所を早期に確定し、社会教育の充実を図ること。

(6) スポーツ局

1. 中島体育センターは存続させ、必要な改修計画をもつこと。
2. クライミングウォールの設置をすすめること。

(7) 保健福祉局

1. 要配慮者の対象に、軽度の知的障がい者なども含めること。福祉避難所の拡充を行うこと。
2. 高すぎる国民健康保険料を引き下げること。資格証明書の発行はおこなわないこと。納付相談では相談者に親身によりそうこと。このことを全職員に徹底すること。
3. 無料定額診療を薬局にも適応させること。国の制度が整うまで、相当額を市が支出すること。
4. 特養ホームの待機者を解消するため特別養護老人ホームを増設すること。特例入所の運用を拡大し、必要な人が特養に入れるよう取り組むこと。
5. 貧困対策として冬期間の暖房費への一部支援をおこなうこと。
6. 新総合事業に移行したのち、年度途中で本市の予算不足が見込まれる場合には、サービスを抑制するのではなく補正予算を組むこと。
7. 介護保険料の引き上げを行わないこと。本市独自の軽減策を講じ、減免制

度の拡充を図ること。

8. 介護保険料の滞納世帯への給付制限を行わないこと。
9. 高齢者住宅と地域密着型の小規模多機能施設の充実を図ること。低廉な家賃で住居を保障する手立てを構築すること。
10. 精神障がい者保健福祉手帳の保持者にも市が先行して「運賃割引制度」の適用をはかること。
11. 特定健診とがん検診、歯科検診の受診率を引き上げること。付加検診にX線検査を加えること。
12. ケースワーカーを増員すること。福祉専門職の増員はさらにすすめること。
13. 生活保護世帯の移送費は居住区外ということをもって機械的に打ち切らないこと。また、求職活動にかかる交通費は全て支給すること
14. 生活保護世帯で病気などのため就労していない家庭の学童保育所保育料の減免措置を実施すること。
15. 子どもの医療費助成の実施を早め、18歳未満まで対象を拡充させること。
16. 食の安全を確保するため、食品衛生監視体制を強化すること。食品衛生監視員を増員し、抜き打ちを原則とし、法と条例などに基づく点検の厳正な実施を行うこと。市民が気軽に食品の安全を確認できるように、各行政区に、放射性物質測定器の設置や貸し出しをする体制整備を行うこと。
17. スズメバチの駆除助成金を復活させること。

(8) 子ども未来局

1. 高すぎる保育料を引き下げること。第2子の保育料無料化は、年齢制限を撤廃すること。
2. 資格のない保育士は配置しないこと。認可保育所の増設・整備を基本に待機児童を解消すること。高架下やビルなどに保育所を設置しないこと。園庭に対する規制緩和を是正すること。
3. 保育所を設置するにあたって、保育所給食の外部委託はしないこと。
4. 保育所に延長保育の乳児加算を実施すること。また、一時保育の補助金（ゼロ歳児単価および障がい児単価）の引き上げを行うこと。生活保護法による被保護世帯および市民税非課税世帯からの延長保育料を徴収しないこと。
5. 共同学童保育所について、障がい児の人数に応じた補助にすること。家賃、備品費や補修・耐震補強の補助を含めた改修費などの拡充や創設をすること。共同学童保育所にAEDを設置すること。
6. 学童保育の指導員の待遇改善ができる運営費の補助を行うこと。
7. 10人未満の小規模学童保育所の運営実態を把握し補助金を出すこと。
8. AEDの設置されてない73カ所の児童会館へのAED設置を計画的に行

うこと。

9. 児童相談所の児童福祉司のさらなる増員を行うこと。

(9) 経済観光局

1. 本市が補助金を出して誘致しているコールセンター等では賃金の底上げを図るとともに、増えている非正規雇用などの労働条件の改善を関係機関に働きかけること。
2. 都市型農業の育成策を根本的に強めること。新規就農を促進し農地を保全すること。有機農業を普及するため堆肥の供給などの支援をいっそう広げること。生産者の顔が見え、食の安全性が確保される「地産・地消」の取り組みを推進すること。都市住民と農業を結びつける市民農園を増設すること。市の施設や駐車場等を活用した農作物の直売方式を拡大すること。
3. 老朽化が進むすすきのゼロ番地ビルの今後のあり方について、市が積極的に関与して、問題の早期解決を図ること。
4. 各種、中小企業支援策を本格的に強化すること。

(10) 環境局

1. ボイラー稼働時のアスベストの飛散状況を把握するため実証実験を行うこと。
2. 公園のトイレにトイレットペーパーを設置すること。
3. さわやか収集の利用要件を、ヘルパーを利用していなくてもゴミ出しが困難な人は対象となるよう要件を緩和し、制度の周知を強化すること。
4. 指定ごみ袋の価格を引き下げるとともに、生活保護・非課税世帯・障がい者世帯や紙オムツ使用世帯への無料ごみ袋の支給要件の拡大を行うこと。
5. CO₂削減計画を確実に達成させるため、省エネの徹底とともに、市有施設の新設・改築の際、再生可能エネルギーを最大限導入するよう徹底を図ること。「エネルギーECOプロジェクト」の補助内容を引き上げ、市民利用の促進を図ること。地域の特性にあわせた、小規模共同型の再生可能エネルギーを広げるためのモデル事業、実証実験を実施すること。

(11) 建設局

1. 生活道路整備の予算を増額すること。
2. 通学路や交差点、歩道、狭小道路を含めた生活道路の除排雪の強化、ツルツル路面对策を強めること。パートナーシップ排雪の住民負担増はせず、軽減を図ること。市街地に近い場所に雪堆積場を確保すること。

(12) 下水道河川局

1. 集中豪雨・ゲリラ豪雨が増えていることを踏まえ、浸水対策を強化すること。雨水貯留施設、雨水浸透設備を増やすこと。
2. 護岸の整備など、洪水対策を強化すること。

(13) 都市局

1. 市営住宅の新築（直営・借上げ）を行うこと。その際、障がい者向け住戸を増やすよう努めること。また、計画的住み替えを実施すること。その際、近隣の民間賃貸アパートなども借り上げて対応すること。建替えによる戸数の削減はやめ、減らした分は元に戻すこと。
2. 市営住宅の改築・耐震改修を促進させること。計画修繕と随時修繕の予算を増額し、快適な住環境を確保するよう修理、修繕を進めること。転落防止のための防護柵設置を急ぐこと。
3. 市営住宅に入居している東日本大震災避難者の家賃免除を継続させること。
4. 住宅エコ・リフォーム補助制度をさらに拡充すること。
5. 分譲マンションの老朽化対策を具体化し、アドバイザーを置き相談体制を充実させること。入居者の高齢化に対応すべく共用部分のバリアフリー化に助成制度を設けることなど、支援策を具体化すること。
6. 民間施設でのアスベストを含有する煙突用断熱材の劣化状態を調査すること。

(14) 交通局

1. 精神障がい者の地下鉄・市電の運賃割引を先行して実施すること。
2. 地下鉄駅のパークアンドライド駐車場の利用者増を図ること。料金の引き下げと時間貸しの増加を行うこと。
3. 市電の新型低床車両を計画的にふやしバリアフリー化を促進すること。
4. 地下鉄駅のエレベーターやエスカレーターを、さらに増設し、整備計画を策定するときは、高齢者や障がい者の意見を反映させること。

(15) 病院局

1. 介護保険利用者に対する病院内での「見守り」・「付き添い」など、通院の際の院内介助については、職員の配置増を行い、対応すること。

(16) 消防局

1. スプリンクラーの設置されていない無届け有料老人ホームの立ち入り調査、指導を行うこと。

2. 消防隊員・ポンプ車・救急車などを国基準の整備にとどまらず、体制の強化を行うこと。

(17) 教育委員会

1. 煙突断熱材含有アスベストの調査費を予算化すること。また、給食費は就学援助や生活保護世帯にも返還すること。
2. ALTは直接雇用にすること。
3. 義務教育児童・生徒遠距離通学助成制度を1カ月間だけではなく、3カ月や半年ごとなど柔軟な対応で、更新期間を延ばすこと。
4. 30人学級を実現するよう国に求め、実現するまで市が独自に実施すること。道が実施した1・2年生、中学校1年生の35人以下学級を年次的に拡大すること。
5. 就学援助の基準は下げないこと。入学準備金の3月支給を小学生にも実施すること。
6. 教員の労働環境の改善を図るため、定数増を図ること。定数欠員については、正規職員の採用で解消すること。期限付教員が希望する場合優先して、正規採用を行うこと。
7. 小中学校の統廃合は、地元関係者に十分な説明を行い、合意が得られない限り行わないこと。
8. 学校の狭隘化の解決とエレベーター設置のために向陵中学校を早急に改築すること。
9. 公立夜間中学校を設立すること。
10. 高校生・大学生への給付型奨学金の大幅な拡充を図ること。寄付金だけに頼るのではなく本市として予算化すること。
11. すべての小・中学校にスクールカウンセラーを常時配置すること。
12. 学校施設改修は、予算を大幅に増やし、学校のあみ戸の設置、未整備のトイレの洋式化、バリアフリー化などを促進すること。
13. フリースクールの授業料無償化と運営費支援のさらなる拡充を行うこと。また、通学定期の発行について周知を行いすべてのフリースクールを対象とすること。
14. 特別支援教育支援員（学びのサポーター）の配置時間と人員を拡充すること。
15. 遠距離通学している障がい児が地元の学校に通えるように特別支援学級を増やすこと。
16. 高等支援学校をさらに設置し市内の支援学校に通えるようにすること。
17. 豊成及び北翔養護学校に通う保護者の負担軽減にむけ、医療ケア体制を整

備すること。

18. スキーリサイクル事業を拡大すること。さっぽろっ子ウィンタースポーツ料金助成事業を全学年に拡大すること。

(18) 選挙管理委員会

1. 期日前投票所を増設し、期間の延長を行うこと。